

まうあご むよせい

発行日 2013年10月7日
編集・発行 龍谷大学
矯正・保護総合センター
〒612-8577
京都市伏見区深草
塚本町67 至心館1階
TEL.075-645-2040
FAX.075-645-2632
発行責任者 福島 至
編集担当者 崎山右京、我藤 諭、
太田宗志、事務局

rcrc.ryukoku.ac.jp



センター長就任挨拶

矯正・保護総合センター センター長
法科大学院教授・法学博士・弁護士

福島 至

本学は、戦前から今日に至るまでの歴史と伝統を持つ浄土真宗本願寺派の宗教教誨を基盤としながら、日本で唯一の刑事政策に特化した教育プログラムとして、1977年、法学部を中心に矯正課程（現在の矯正・保護課程）を設置しました。それ以来、刑務所、少年院、少年鑑別所などで働く矯正職員を目指す学生や、犯罪や非行をおかしてしまった人たちの社会復帰を手助けする保護観察官等の専門職、同じくボランティアとして活躍したいと希望する人たちを養成するため、実務に即した教育活動を行っています。

また、2001年には、本学の長年にわたる矯正と更生保護における教育活動の実績を継承し、新たな刑事政策構想を提言する矯正・保護研究センターを設置しました。2002年度から研究センターは、刑事政策分野に

特化した大学附設の初めての民間研究機関として、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（AFC）に採択され、8ヶ年間の研究活動を行ってきました。

これら、刑事政策に関する教育活動と研究活動は、いずれも本学の建学の精神を具現する本学らしい特色ある活動として、着実に実績を重ねており、また、高く評価を得ているものです。

2010年には、矯正・保護総合センターを開設し、これらの教育活動と研究活動を統合し、加えて、この分野における社会への貢献をめざして活動しはじめました。

2013年4月から、私が第2代目の総合センター長に就任いたしました。微力ではありますが、皆様のお力添えを得て、歩みを進めていきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

信頼される刑事司法とは？ ～市民と警察・裁判～

開催日時／2013年3月17日(日) 13時～17時30分
開催場所／龍谷大学深草キャンパス 紫光館4階法廷教室

●基調講演

- 講演者 **マイク・ハフ氏**
(ロンドン大学パークベック校教授)
- テーマ **「刑事司法への信頼に関する国際比較調査
——結果と政策的含意」**
- 講演者 **ロレイン・メイゾロール氏**
(クイーンズランド大学教授)
- テーマ **「市民との対話・警察の正統性
——実験と検証結果の報告」**

●パネルディスカッション

- パネリスト **津島 昌弘氏** (龍谷大学社会学部教授)
- 佐藤 舞氏** (ロンドン大学パークベック校
犯罪政策研究所主任研究員)
- 浜井 浩一氏** (龍谷大学大学院法務研究科教授)
- コーディネーター **小林 良樹氏** (慶應義塾大学総合政策学部教授)

●開催趣旨

近年、公務員の不祥事が相次ぐ中、行政に対する信頼はこれまで以上に大切になってきています。警察や裁判などの刑事司法も例外でなく、住民との信頼構築が問われています。

龍谷大学矯正・保護総合センター・実証研究プロジェクトは、2010年度から3年間にわたり、科学研究費補助金の助成を受け、刑事司法に対する信頼について、EUのTrust in Justice調査と提携して共同調査を行いました。このたび、その成果を国際シンポジウムにて公表します。

メインゲストとして、マイク・ハフ教授(ロンドン大学)とロレイン・メイゾロール教授(クイーンズランド大学)をお二人をお迎えします。ハフ教授は、上記調査の責任者であり、国際比較を通じてプロシデュアル・ジャスティス理論[※]の検証を行っています。また、メイゾロール教授は、当該分野において、実証的根拠に基づいた研究を行っている気鋭の犯罪学者です。シンポジウムでは、お二人に基調講演をお願いするとともに、パネリスト、コメンテーターからなるパネルディスカッションを開催しました。

※プロシデュアル・ジャスティス理論とは、刑事司法に対する市民の信頼が刑事司法の権力行使の正統性を高め、さらに、市民からの理解や協力につながるという考え方です。そこでは、刑事司法が市民の尊厳を重んじ、公正かつ親身な対応を行い続けることが不可欠であると提唱します。

正統性についての考え方に、「実証的正統性」と「規範的正統性」というものがあります。実証的正統性とは、司法や裁判所などのことを、市民の側がどれだけ信頼し、正統なものであると考えているかということです。一方、規範的正統性とは、例えば国民の人権を守っているかどうか、というように、行為そのものの正統性を問うものです。

われわれがこの研究で注目しているのは実証的正統性であって、国民が司法や刑事制度に対して正統であると感じているのかという問題です。

実証的正統性のためには、市民が自ら警察に同意することが必要です。この同意は強制的なものではなく、司法が法律に従って公正に機能すると信頼することから始まります。そして、司法と市民との「道徳的類似性」も重要です。道徳的類似性とは、司法が重要だ



「刑事司法への信頼に関する国際比較調査 ——結果と政策的含意」 ロンドン大学パークベック校教授 **マイク・ハフ氏**

本日はお呼びいただきありがとうございます。3年前に初めて日本に来たのですが、もう一度、京都と龍谷大学には来たいと思っていたので、非常にうれしいです。

最初に、手続的正義(Procedural Justice)の概念について説明します。

われわれは、法律遵守を二つのタイプに分けて考えています。一つ目が道具的遵守、二つ目が規範的遵守です。道具的遵守は自己利益のため、もしくは報酬獲得や刑罰回避の目的によって法律を遵守しようとする試みです。それに対して規範的遵守は、社会的に動機づけられた行動や、「こうすべきだ」「これはしない方が正しい」というような規範的な考えに基づいて法律を遵守するというタイプです。

政治家や犯罪学者は「なぜ人々は法律を破るのか」という疑問を抱く場合が多いですが、「なぜ法律に従うのか」という問いを投げかけることによって、違う答えが見えてきます。

イギリスでは「道具的遵守の考えに基づいて、より刑罰を重くしよう。それが犯罪に対する答えだ」というふうを考える人が多いのですが、これは規範的遵守を無視していることになります。しかし、私が泥棒に入らないのは、「人の家に勝手に侵入するのは悪いことだ」というモラルに基づいて法律を守っているからです。

なぜ法律に従うのかということを考えると、それは主に道徳的価値によるものだと思います。そこでは、司法の権力は正統性のあるものだという認識が重要になります。

と思っているモラルと、市民が重要だと思っているモラルとが一致することです。

正統性獲得のために必要な要素には次のようなものがあります。「警察の基本的能力」「公正な対応」「敬意を払った対応」「市民の『声』への注目」「集団の一員であるという意識」「集団における地位の意識」です。

まず警察の基本的能力が必要ですが、一番重要なのは、警察が「公正な対応」を取るということです。公正な対応は「公正な結果」と「公正な手続き」に分けて考えることができます。公正な結果をただだけでは駄目で、結果に至るまでのプロセスも重要になってきます。例えば職務質問の際に、警察は単に質問するだけでなく、市民に公正で敬意ある対応をし、市民からの声に注目します。そうすることで、市民は集団の一員であるという意識を高め、グループ内の地位の意識を高めます。

市民が警察や裁判所を正統だと思わずには、二つの利益があります。一つ目は、正統だと思っている機関に対して法律を守るようになること。二つ目は、その機関に協力するようになることです。このような規範的遵守は、コストがかからないという点で道具的遵守よりも優れています。

以上のように、公正な対応によって警察が信頼され、市民の法令遵守と協力を得るというのが手続的正義の考え方です。

次に、ヨーロッパ社会調査の説明をします。この調査は2年おき

「市民との対話・警察の正統性 ——実験と検証結果の報告」 クイーンズランド大学教授 **ロレイン・メイゾロール氏**

治安を守るためには、警察が正統であると認識されることが重要です。地域において警察の公正性と信頼が高まると、人々は法律を守るようになり、犯罪や騒動の抑制につながるのです。

警察の正統性が確保されることによって、次のような利益が生まれます。それは「警察に対する満足度と信頼の高まり」「警察の命令と法律の遵守」「通報の増加」「市民と警察の衝突の減少」「グループ間の対立の縮小」の5点です。

逆に警察が正統でないと見なされた場合、暴力によって支配することになってしまうので、秩序や法の遵守、通報率などが低下し、市民間や警察の対立にもつながります。

正統性を得るためには手続的正義が必要であり、それには「市民と警察の接触」「警察の中立性の認識」「警察からの敬意」「警察を信頼する動機」の4つが重要となります。

私たちは、手続的正義の効果を確かめるために、警察のプログラムから2万5千以上の「手続的正義」に関する文献を集めました。この中からメタ分析可能な30の文書を絞り込んだうえで、警察の取り組みの効果を測定するための調査として要約したかたちで整理しました。

分析の結果、警察の介入プログラムには「警察の正統性」「手続的正義」「法令遵守」「協力」「満足」「信頼」を得る効果があることが確認できました。介入プログラムとは、具体的には「話し合い」「地域警察活動」「問題志向型警察活動」「地域住民による防犯活動」などです。またこの調査では、重要なのは介入プログラムの種類ではなく、警察と市民との間に対話があったことの方だったということもわかりました。

今回、30の文書の分析をおこなったのですが、この中に「ランダム・コントロール・トライアル」の手法を使った研究は含まれていません

に実施されていて、1990年の開始以来、過去6回行われています。今回発表するデータは2010年からのものであり、私と同僚数人が投稿した、手続的正義を測定するための質問が採用されています。この調査は、ヨーロッパ27ヶ国に加えて、日本・アメリカ・南アフリカでも実施しました。

その結果、北欧の国はどの質問でも警察に高い信頼を寄せていることがわかりました。警察の公正性に対する信頼では、旧共産圏やイスラエルは低く、日本は中くらいです。

また、警察が貧富の差によって不当な対応をするという考えが最も低いのは日本でした。それにもかかわらず、日本では同意できない場合には警察に従う必要はないとも思われています。イギリス人から見る日本人のイメージはわりと権威主義的というのがあったので、これは非常に驚きました。

市民と警察の道徳的類似性は中くらい、賄賂への疑いは中間より少し低いくらいですね。これらの設問でも、イスラエルや旧共産圏、南ヨーロッパの国で警察への信頼が低くなりました。

最後に、警察への信頼と法律遵守との関係性を考えるために考案した理論モデルを紹介いたします。まず、警察と接触した体験が「警察の持っているモラルが自分と同じか」「警察の言うことに従うべきか」という考え方に影響します。そして、その考え方が将来的な法律遵守や警察への協力につながるのです。このモデルは、イギリスのデータでは立証されましたが、ほかの国にも適合するの分析を進めています。

した。そこで、2009年にこの手法を用いた調査を実施するために、「クイーンズランド地域取り組み実験(QCET)」というものを立ち上げました。

QCETでは、ブリスベン都市南部に統制群と実験群のそれぞれ30か所のチェックポイントを設け、プレテストを行いました。統制群では、車を止めた後、「開けてください」と書かれたアンケート用紙入りの封筒を渡し、家に帰ってからアンケートに答えて郵送してもらうというかたちをとりました。

実験群ではこの手順に、四つの手続的正義の要素を加えました。

第一に「あなたの車を止めましたが、特別に止めたわけではなく、ランダムに止めているのですよ」と中立性について説明します。

第二に「交通事故でこれだけの人が亡くなっている、われわれは交通事故をできるだけ防ぎたい」という動機を明確にします。

第三に市民参加の機会をつくります。これは二つの要素からなっています。まず、車上荒らしへの注意などが書かれたニュースレターを渡し、「地域で何か気になっていることはありますか」というように、市民側が介入できる機会をあたえました。次に、アンケートによって今回のプレチェックをどのように受け止めたか質問することで市民参加を促しました。



第四に、チェックの終了を告げる際に、運転手が行っているポジティブなこと、たとえば「チャイルドシートをしっかりとつけてくれて本当にありがとうございます」などのコメントをいうことで、尊厳と敬意を示します。

これによって、統制群では30秒程度だった接触時間が、実験

龍谷大学法科大学院教授 浜井 浩一氏



日本の警察に対する信頼の指標の多くは、先進国のなかで中程度に位置しています。しかし、警察の指示に従うべきだと考える人の割合は例外的に低くなっています。また、日本では、自分の地域では治安は悪化していないのに、よその地域で犯罪が増えていると思っ

ている人が多いのです。イギリスでもこの乖離はありますが、日本の乖離の大きさは先進国中で群を抜いています。そういった意味で、メディアリテラシーの面で大きな問題があると思います。

龍谷大学社会学部教授 津島 昌弘氏

日本の警察は総じて、犯罪抑止や検挙による治安維持を重視しているという印象があります。その中でも、威嚇による犯罪抑止の成果を強調しています。たとえばパトカーによる警ら活動が挙げられます。運転している人がパトカーを目撃すると、ビクッとすることは多いのではないのでしょうか。

以前、警察との話し合いの中で、市民との距離を考えると、パトカーだけではなく、もっと自転車や徒歩での巡回は考えないのですか、という質問をしたことがあります。すると、そんなことはあり得ないと言いたげな反応が返ってきました。その辺りの感覚にズレがあるのかも知れません。

先ほどの浜井氏の発表にもありましたが、何か悪いことをしたとき捕まって罰せられるかもしれないとか、警察の治安維持能力を高く評価している人ほど法令を遵守すると考えるのは自然です。これは、道具的モデルの考え方ですね。だからといって、警察活動を強化するばかりでは、ある意味で恐怖政治と同じになってしまいます。内面化するはずであった道徳など、どうでも良いという風になってしまう。

ハフ氏やメイゾロール氏の報告にあったように、警察の正統性が高まると市民は法令を遵守し、警察にも協力的になるのではないかと考えられます。これが規範的モデルの考え方でした。

それでは、日本にも道具的モデルと規範的モデルは当てはまるのでしょうか。EUと同様の調査を行い、正統性とサンクション感知（違法行為をすると罰せられるという感覚）が、法令遵守と警察への協力に影響しているかどうかを、パス解析という方法を用いて分析しました。

群では2分近くの接触となっています。また、このプレテストで警察への印象が変化したかを尋ねると、あらゆる面で実験群の方が警察に対して高い評価を示しました。良いかたちで警察と市民とが接触すると、警察に対する認識が良いものになり、飲酒運転に対する態度を変化させることにも繋がります。

他国と比較すると、警察に協力したいという人は少なくはないですが、進んで協力したいという人は非常に少ない。検察側の証言に協力することについても、否定的です。警察や裁判所の正統性に対する信頼は高くないので、そんなに協力的ではないのは当たり前ですね。しかし、法令遵守に対する意識は高い値を示しています。これはなぜなのでしょう。

手続的正義の考え方は、信頼が高いと市民が積極的に協力し、法令遵守が成り立つというものでした。ですが、別の要素として、メイゾロール氏のチームは罰せられることへの不安があると指摘しています。これは、必ずしも刑罰だけではありません。

保険金の不正請求や盗品売買、スピード違反についての意識を尋ねると、日本が他国と比較して突出して悪いと思っ

ていないことがわかりました。ですが、これらの行為をした場合に捕まって罰せられると考える人の割合は非常に高い。警察の能力に対する信頼がそれほど高いわけではないのに、なぜか悪いことをすると見つかって罰せられるという風に考えているのです。社会心理学の実験によると、日本人の集団文化というのは信頼を内面化しているのではなく、相互監視や、逸脱行為をすると排除されるという考えにもとづいているのではないかと指摘があります。この主張から考えると、今回の調査のデータは結構整合していることがわかります。ですから、必ずしも契約や内面化された規範というもののだけが法令遵守につながるというわけではないのです。

分析の結果、警察が市民に対して公正に接すると、警察の正統性が高まるということは確認されました。しかし、正統性の高まりは、法令遵守にも警察への協力にも影響を確認することが出来ませんでした。また、警察の能力を高く評価していても、サンクション感知が高まるということは確認できませんでしたし、サンクション感知の高まりが法令遵守を促進するというとも言えません。つまり、道具的モデルと規範的モデルのどちらの効果もあらわれませんでした。

ですが、正統性の指標のうち道徳的類似性、つまり警察が自分と似た善悪の感覚を持っているかどうかという指標のみを用いて再度分析をおこなうと、規範的モデルを支持する結果があらわれました。つまり、善悪の感覚が近いと感じられることで警察へ協力するようになるし、自らも法令を守るようになるのです。

警察が市民の協力を得るためには、治安維持の効果や成果も重要ですが、それ以上に市民の尊厳を重んじ、公正で誠実な対応を行っていくことが重要だと言えるでしょう。



ロンドン大学パークベック校 犯罪政策研究所主任研究員 佐藤 舞氏

日本はヨーロッパ諸国と比較すると、警察に従う義務はないと考える人が多いことがわかりました。警察だけでなく、裁判所に対しても従う義務がないと考える人の割合は高く、信頼度も低いのです。

アメリカの犯罪学者トム・タ イラーは、手続的正義が機能するためには、まず警察や裁判所がある程度市民から信頼され、機能していなければならないと述



慶應義塾大学総合政策学部教授 小林 良樹氏

私はいま慶應大学で働いていますが、もともとは警察庁の人間でした。現代の日本における警察への信頼はどのように変わっているのでしょうか。時系列的に見ると、1990年代には日本での警察に対する信頼はそれほど低くありませんでした。それが2000年代の初めに落ち込み、今は回復してきてはいるものの、かつての水準にまでは復活していません。

刑法犯認知件数などを見ると、ここ5～6年の犯罪情勢は良くなって

いるのに、信頼は回復しておらず、実務家としては非常に困っているところ

です。しかも、欧米先進国と比べれば治安情勢は良いにもかかわらず、信頼が低い。なぜでしょうか。

不祥事が多いからかも知れませんが、それでも外国に比べればクリー

ベています。彼は、メキシコや南アフリカを例に挙げました。これらの国の一部では警察がきちんと機能しておらず、民間企業や市民が警察に代わる役割を果たしています。この場合、警察は信頼されず、機能して

いないので、どれだけ手続的正義を適用しても、遵守や協調にはまったく効果が

ないかと論じています。日本はこの逆ととらえることもできるのではないのでしょうか。日本は犯罪率が他国と比べ非常に低く、いまだに格差は小さく、失業率も低い安定した国です。そのために、警察の存在や正統性は、それほど重要な意味を持たないのではないのでしょうか。

いいかえれば、非常に治安が不安定な社会では警察に従う義務や正統性は低く、また逆に非常に安定している国でも警察の重要性が薄れ、正統性も低くなるのではないのでしょうか。

ンではないのか、という気がします。信頼回復のために、現在警察は犯罪抑止と不祥事の削減に力を入れています。

また、市民に対して適切な応接をすることも25年ぐらい前から警察として取り組んでいます。ですから、手続的正義のお話についても特別に違和感はないのですが、実際に実現出来ているかという疑問符が付きま



センター主催 国際シンポジウム開催報告 後援 法務省、京都弁護士会、イタリア文化会館

人と社会を結ぶソーシャル・ファーム ～罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦～

開催日時／2013年3月23日(土) 13時～17時 開催場所／龍谷大学深草キャンパス 紫光館4階法廷教室

●ミニ講演

- ① 小谷 眞男氏 (お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授) 「受刑者劇団“La Compagnia della Fortezza”の活動」
- ② 浜井 浩一氏 (本学法科大学院教授/本学矯正・保護総合センター研究委員長) 「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦」

●基調講演

講演者 アンドレア・ベルトラ氏 (社会協同組合Pausa Café 理事)

テーマ 「マイナスの条件をプラスに変え、刑務所と社会をつなぐ社会協同組合“Pausa Café”の挑戦」

去る2013年3月23日に開催されたシンポジウム「人と社会を結ぶソーシャル・ファーム ～罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦～」では、小谷眞男氏(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授)から「受刑者劇団“La Compagnia della Fortezza”の活動」、浜井浩一氏(本学法科大学院教授/本学矯正・保護総合センター研究委員長)から「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦」の2つのミニ講演ののちに、メインゲストであるアンドレア・ベルトラ(Andrea Bertola)氏(社会協同組合Pausa

Café 理事)に「マイナスの条件をプラスに変え刑務所と社会をつなぐ社会協同組合“Pausa Café”の挑戦」として受刑者への職業訓練と雇用の提供を行っている社会協同組合“Pausa Café”の取り組みについてご講演いただきました。

京都の桜が見ごろを迎える中、100名を超す多くの方にご参加いただき、アンドレア氏のご講演はもちろんのこと、Pausa Caféからご提供いただいたエスプレッソコーヒー等の試飲もあり、大変盛況なシンポジウムとなりました。

日本の刑務所が、高齢者や障がい者ら社会的弱者の「居場所」になってしまっていることが指摘されて以降、地域定着支援センターが全国に設置される等の受刑者の社会復帰支援政策が展開されつつあります。本シンポジウムの責任者である浜井氏は、高齢者や障がい者が万引きなどの罪を繰り返す背景には生活困窮や社会的孤

【受刑者劇団 “La Compagnia della Fortezza”の活動】



シンポジウムでは、まず小谷氏から「受刑者劇団“La Compagnia della Fortezza”の活動」と題して、イタリアの刑務所で展開されている受刑者劇団についてご報告いただきました。この受刑者劇団は、いわゆるサイコドラマのような心理プログラムではなく、受刑者らが練習を重ね、一般市民に演劇を披露する活動です。小谷氏は、2008年にトスカーナ州ヴォルテッラを訪れたとき、新聞で紹介されていた刑務所で開催される演劇に目がとまり、観劇した経験をお話いただきました。

この公開演劇は夏の数日間、刑務所内で公演されていたそうです。刑務所内で公開されている演劇ですので、観劇された際にはカメラなどを持ち込みはできなかったそうですが、小谷氏が観劇された演目と同じものがYouTubeで公開されており、その映像を2つご紹介いただきました。ひとつは「ピノッキオ 理性のスペクタクル」です。この演劇はいわゆるピノッキオが原作なのですが原作とは違い、稽古のなかで演劇のプロの指導者と受刑者

【罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦】



次に、浜井氏から「罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦」と題して、イタリアで罪を犯した人々の社会の中での居場所をどのように作り出そうとしているのかについてご報告いただきました。浜井氏はこれまで日本における少子・高齢化社会における犯罪の動向について研究されてきました。特に、社会的に孤立し困窮した高齢者や障害者が

罪を犯してしまい、社会の中で居場所がなくなり刑務所に帰ってきていることを指摘されてきました。

浜井氏は、イタリアと日本は人口の高齢化や政治や財政の状況はよく似ているけれど、刑務所には高齢者や障害者はほとんどいないことを紹介されました。そのようなイタリアの犯罪者処遇を考える上で、

立があり、「隔離」だけでは再犯を防ぐことはできないと指摘します。本シンポジウムで紹介されたイタリアでの取り組みは、日本のように社会的弱者や薬物依存に陥った人を単に施設収容するのではなく、できるかぎり地域社会で支援しようとしているものです。

の間で話し合いを重ね、この演目ではピノッキオは絶望して死んでしまうという話になっていたそうです。もうひとつはペーター・ヴァイス原作「マラーの迫害と暗殺」という精神病院を舞台とした話でした。フランスのシャラントン精神病院にサド侯爵が晩年に入院したときに戯曲を書き、入院患者とともに演劇をしたというものです。精神病院、ピノッキオは非行少年の話とこの劇団で取り上げられている作品はすべて社会的問題を扱ったもので、他には移民や黒人の話や刑務所の話もあるそうです。小谷氏は、「ピノッキオ」は刑務所の中庭で観られたのですが、「マラーの迫害と暗殺」はヴォルテッラの市民劇場でご覧になられたそうです。この受刑者劇団は、刑務所内で公演するだけでなく、イタリア全国を巡業し、さまざまな演劇祭に参加して数多くの賞を受賞しているそうです。

小谷氏も驚いたとおっしゃっていましたが、非常に完成度の高い前衛的な演劇が繰り返されていました。演劇後に受刑者や演劇スタッフ、職員らとの交流会での役者に聞いてみると、「人生で人からこんなに拍手を受けたことはなかった」と話されたそうです。最後に紹介していただいた演劇活動に参加した受刑者や指導している監督の、演劇が更生に役立つかどうかではなく、演劇に参加することで受刑者自身が人生を考えるというコメントは印象深いものでした。また、彼らのコメントから考えると、日本の社会復帰や更生という場合、外の社会は正しくて受刑者を矯正すると考えられているのとは反対に、イタリアでの演技活動は外の社会を批判するという前提に刑務所の中で演劇をしているという小谷氏の言葉は非常に印象に残りました。

精神病院を撤廃し、地域精神医療システムの構築に貢献したフランコ・バザリアの改革が重要であるとおっしゃいます。バザリアによってつくられた地域精神医療システムと同じように、触法高齢者や触法障害者、あるいは薬物依存症者への支援システムがつけられているそうです。

イタリアでは憲法第27条によって刑罰の目的が、応報でもなく一般予防でもなく更生であることが明記されています。このことが具現化されているのが、矯正処分監督裁判所です。これは通常の裁判で量刑が決まった後、憲法に従って、どのように処遇することが更生につながるかを決定する裁判所です。この決定を出すために、UEPEと呼ばれる組織が被告人の社会調査を行います。UEPEの職員のほとんどがソーシャルワーカーで調査は社会福祉の観点から行われ、矯正処分監督裁判所に提出されます。また、UEPEは矯正処分監督裁判所で決定した社会内処遇を調整・監督します。その際も、社会福祉的な観点から住居や職業、さらには被告人の家族の支援も含んでいる。浜井氏が指摘するには、イタリアでは社会内処遇であれ精神医療であれ、その支援組織の中核的な地位に必ずソーシャルワーカーが組み込まれていることがイタリアの優れている点であるということです。だからこそ、単に心理的な支援や医療的な支援だけではなく、どのように社会の中で生活していくのかという視点で社会復帰が考えられていることがイタリアの特徴であると述べ

られていました。

そして、このようなUEPEの社会内処遇を支えるのが、多くの社会協同組合です。社会協同組合は1991年に法制化され、障がい者、依存症者や移民とともに社会内処遇を受けている者も社会的に不利な立場にいる者に対して、サービスや就労支援を行っており、2000年から受刑者もその対象となりました。今回、ご紹介するPausa Caféは、貧困にあえいでいたグアテマラのコーヒー農園から適正価格でコーヒー豆を購入し、刑務所で丹念に焙煎することで高品質なコーヒーを生産し、さらにスローフード協会等でネットワークを利用して市場で成功を収めている社会協同組合です。Pausa Caféの代表はその成功の秘訣は、持続可能な事業であること、ネットワークを作ること、働く人が成長できることを挙げられているそうです。刑務所にはさまざまな社会協同組合が参入し、受刑者たちが参加しています。懲役刑ではないので、そこでの労働に対しては給与が支払われるそうです。

【マイナスの条件をプラスに変え刑務所と社会をつなぐ社会協同組合“Pausa Café”の挑戦】

最後に、メインゲストであるアンドレア・ベルトラ（Andrea Bertola）氏（社会協同組合Pausa Café 理事）に「マイナスの条件をプラスに変え刑務所と社会をつなぐ社会協同組合“Pausa Café”の挑戦」として受刑者への職業訓練と雇用の提供を行っている社会協同組合“Pausa Café”の取り組みについてご講演いただきました。

社会協同組合は、高齢者や障がい者、元受刑者をはじめとした社会的に不利（困難）な立場にいる人たちの教育や就労を支援するための受け皿を作ることを目的とした公益法人です。その種別は、教育や福祉サービスを提供するA型と就労を目的としたB型の2つがあります。Pausa CaféはB型にあたり、大手資本に搾取される貧しいグアテマラのコーヒー農園の支援と受刑者・出所者の就労という二つの要素を結び付けることで、高品質なコーヒーを製品化すること

●社会協同組合Pausa Caféとは

ベルトラ氏が所属する社会協同組合Pausa Caféは2004年に設立された社会協同組合です。創設者は長くグアテマラのコーヒー農園の支援を行っていました。グアテマラで生産されるコーヒー豆の品質はとても高いにもかかわらず、巨大資本に安価で買いたたかれてしまい、その結果、犯罪組織が入り込み子どもや女性の労働搾取が横行していました。そこで巨大資本の3倍の値で代金を先払いして豆を購入し、刑務所内の工場で焙煎からパッケージまでを一貫して行ない、スローフード協会や生活協同組合の流通にのせて販売することにしました。この3倍の値での先払いという方法により、犯罪組織が入り込むことを防ぎ、子どもたちは畑から学校に戻り、女性は過酷労働から解放され、さらにコーヒー豆の品質は向上しました。

ここから、Pausa Caféのモットーが生み出されました。「社会的な連帯」、「倫理的に公正な方法」で、「市場において十分通用する非常に高い品質を実現する」です。

この成功の主人公は、同僚の受刑者たちであるとベルトラ氏言います。刑務所内工場の規模からすれば大量の人は雇うことはできず、刑務所の中でどういう人を雇うのか、刑務所のソーシャルワーカーや組合のスタッフが選ぶことになります。応募してきた受刑者にやる気があるのか、自分が行ったことを反省しているのか、適正はある

イタリアでは、ソーシャルワーカーを中核としてネットワークが組まれており、さまざまな職種や団体が受刑者の社会復帰を支援しているそうです。浜井氏が最後に述べられた「人は一人でも反省することはできるが、一人では立ち直る（更生する）ことはできない」という言葉が印象的でした。



に成功してきました。

ベルトラ氏は、2006年から始まったビール事業のコーディネーターとして、Saluzzo刑務所ビール工場の責任者として受刑者といっしょに働いています。ベルトラ氏は2007年からPausa Caféに加わったのですが、それまではビール職人としてベルギーで修行をしていたそうです。刑務所での労働では、技術を身につけるというだけではなく、働くことを通じて、受刑者が人との信頼関係を本当の意味で築き、受刑者自身がどのように自身を表現していくのかということに大事にしているとのこと。また、刑務所で仕事をするようになってから、人を相手にする仕事をしていく上で、人文主義的なアプローチが必要であることを感じ、カウンセリングの勉強も始められているそうです。

今回の報告の冒頭で単にPausa Caféの説明をするだけではなく、事業を大きく展開できる機会、イタリアと日本との協働、そして刑務所における労働について参加者の皆さんといっしょに考えたいと述べられました。

のかといったことで選んでいるそうです。そうしてやってきた受刑者たちは、単に言われたところにやってきていわれたことをするものではありません。また、協同組合が単に雇っている人たちではなく、彼らは組合員であり、それぞれが更生するメンバーであり、仕事仲間となります。この点が今までとは位置付けが違ったものとなります。

コーヒー豆の工場では4人の受刑者が働いています。この4人は協同組合の労働協約を結んでいます。それによって賃金が決まり、月に850ユーロ（約10万円）が支払われます。一般の社会協同組合で働いている人と同じ給与です。ただ、4人というのは少ないと思われるかもしれませんが、Pausa Caféがこだわるのは、単に製品の品質だけではなく、職場の人間関係の質や職場環境の質が重要であるということだからです。

イタリア憲法27条では、刑罰は人間性に反した処遇であってはならない、そして、その刑罰は受刑者の教育・リハビリテーションでなければならないとされています。つまり、労働搾取のようなことであってはならないとされているのです。また第1条にはイタリアは労働に基づく共和国であるとされています。受刑者もイタリア共和国を構成する一市民であるのだから、刑務所の労働も第1条と第27条に基づいて運営されなければならないのです。刑務所の中の作業は歴史的にみれば懲罰的なものでした。受刑者により重い刑罰を科するためであり、受刑者により苦痛を与えるために刑務所内労働を課せら

れていました。しかし、1975年の法改正で、刑務所での労働は受刑者を社会復帰させるための重要なツールであるとの位置付けとなりました。この法律では、受刑者の労働について組織し、職業教育の過程に参加させることをあらゆる方法で実現されなければならないとしています。矯正施設での労働は決して苦痛を与えるような性質をもっていないが、労働は義務である。そして必ず報酬が支払われなければならないとされています。この法律によって刑務所内での労働は変わったけれども、刑務所自体が労働の機会を受刑者に十分に与えられていませんでした。そこで社会協同組合が刑務所で、受刑者に労働の機会を提供することになりました。これは、2000年193号法律Smuraglia法によって、社会協同組合等の民間の団体が刑務所内で受刑者を雇用して事業をする際、税金や社会保険料が減免されるというものでした。つまり、受刑者一人を雇用するとその人に係る社会保険料などの80%免除し、さらに、刑期が終わってから雇用を継続すれば6カ月間減免措置を継続できるとしたものでした。

しかし、このような法律ができたにもかかわらず、受刑者への偏見がいまだに強く、また2000年代は景気が悪く、受刑者が職に就くことが難しいときでした。そこで、Pausa Caféは他の企業を当てにす

●受刑者が働くということ

2012年6月30日時点で、ピエモンテ州とヴァッレオアオスタ州の刑務所には5045人の男性と160人の女性が収容されています。そのうちの1%の53人が外部の社会協同組合が提供するところで働いています。一方で、刑務所内で労働している受刑者は約500人です。この約10%の人たちが従事しているのは刑務所内での床などの清掃や配給の仕事です。これらは軽蔑する仕事ではないですが、その仕事は社会復帰につながっているのでしょうか。

Pausa Caféはコーヒー製造では成功したけれども工場の規模が小さかったので、少しでも社会協同組合で働く受刑者を増やすために、今度は他の刑務所で他の製品を作るということを提案していきました。そして、協同組合の活動は徐々にひろがり、ビールやパンをつくるようになっていきました。コーヒーと同様に、ビールやパンも普通の製品ではなく伝統的な手作りの製法にのっとった品質の高いものを生産しています。

Pausa Caféの工場で作ることで、受刑者個人の歴史が変わっていき、本当の意味で社会復帰につながるのではないかと思います。Pausa Caféで働いた人のうち再び犯罪に手を染めてしまった人は約10%です。Pausa Caféで働いたということがポジティブな作用をしているのではないのでしょうか。

Pausa Caféのプロジェクトの理想は、食べ物を作るということ、品質自体として高いもの、普通の流通品よりも高い品質の製品をつくるということです。それは経済的に持続可能性があり、市場において十分通用する製品をつくりだすことです。さらに、環境に対してもやさしくものであり、フェアトレードに基づくコーヒー農家の支援として機能するものを製品として生み出しています。そういう意味でエクセレントで社会的に公正なものとなりえます。そして、こういう事業だからこそ、ここで働いている人の生活の質や人生を変えていくものになるのです。

Pausa Caféの事業の大事な点は、クオリティを最重要視していることです。製品のクオリティだけではなく人間関係のクオリティが一番重要であると考えています。それは、仕事を通じて、“人間を耕す”ということが眼目だからです。“耕す”というのは、相手の話を聞いた



るのではなく自分たちで出所した人たちを一定の期間雇用する社会への導入の部分をつくることになり、トリノ市郊外のグリアスコ市に出所者の雇用の受け皿として直営のレストランを開業しました。これは、近隣の大学や小学校のPTAから気楽に集まれるレストランやケータリングのサービスを提供してほしいという要望にこたえたものです。

り信頼関係を作り上げることです。Pausa Caféでは受刑者を迎える時はその人が何をしたのかということには聞きません。しかし、受刑者との信頼関係が構築されていくと、受刑者自身が語り始めることがあります。それは一般的には社会への統合と捉えられるかもしれませんが、その前に本人たち自身の統合なのです。仕事をしながら隣にいる者と仕事を教え合ったり、話をしたり、どういふふうで製品を作っていくのかと協力し合うことを通じて実現できます。そして、そのような製品が市場に流通することで、買う人がそれが刑務所で作られていることを知っているかどうかに関係なく、刑務所の中の生産活動が実際に食卓に上がって消費される。それによって社会的な統合がなされていき、受刑者たちは能動的な市民として位置付けを得ることになると述べられました。

受刑者が服役期間中に、刑期の終わりが近づくと、一時外出許可によって外に出ることができます。Pausa Caféでは刑務所外にも受け皿を持っていて、一時外出した受刑者はレストランで働いたり、フェスタで食べ物の展示をしたりします。そこで、受刑者たちは、自分が作ったコーヒーやビールについて説明をします。さらには、受刑者自身のことについても話をしていくのです。このように、受刑者が外にいる人とコミュニケーションすることで、本当の意味で癒されていき、人間になっていくと考えているそうです。

Pausa Caféがビジネスと成功することは受刑者が刑務所にいるながら、経済システムを構成する一つとなり、社会に包摂されているということを示しています。そして、受刑者が顧客から直接感謝されたり、自身が携わった製品が評価されたりする体験を通じて、働くことにプライドを持ち、社会の役に立っているという自尊感情を育んでいくのです。

※本シンポジウムの映像はインターネット上で公開されています。詳しくはそちらをご参照ください。また、シンポジウム内で小谷氏がご紹介されたYouTubeの映像は、「<http://youtu.be/GhrCK5ivHpI>」と「<http://youtu.be/eaVZfmontN8>」で公開されています。浜井氏のイタリアにおける犯罪者処遇に関する研究については『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦』（現代人文社）に詳しいです。ぜひご覧ください。



研究プロジェクト紹介

團藤重光文庫研究プロジェクトの取り組み

團藤重光博士（1913-2012）。おそらく法学をかじった人ならば一度は耳にしたことはある名前であろう。博士は、東京大学教授（同法学部長）、日本刑法学会理事長、最高裁判所判事、東宮職参与、日本学士院会員、宮内庁参与などの要職を歴任した。戦前期から今世紀にかけて、学界のみならず刑事立法、刑事裁判実務に多大なる影響を与え、後世の者が越えることが困難なほどの深い足跡を残した。戦後の日本を代表する知の巨人であり、別格の法学者である。

ご縁があり、本学では、これまで團藤博士が所蔵してこられた資料を譲り受け、「團藤文庫」として、保存管理に努めることとなった。「團藤文庫」は、博士の岡山時代から東大学生・教官時代、最高裁判事時代、宮内庁参与時代、そして晩年に至るまで、収集、集積されてきたものである。洋の東西を問わない膨大な数の書籍類（雑誌、論文、抜き刷りなど、また博士の義祖父に当たる勝本勘三郎博士の収集したものを含む）や、国内外の幅広い交友関係を示す無数の書籍類、関与された各種審議会等の立法資料群、そして博士個人の日々の生活や考えを伝える日記やアルバム群など

からなる。資料の規模・内容は実に膨大で、正直に言えば、「團藤文庫」をはじめて目の当たりにしたとき、私はただただ感動するとともに、これを整理する重責に慄然とした。

さて、当センターでは、本年度より前記「團藤文庫」所蔵資料の本格的な調査研究プロジェクトとして、團藤重光文庫研究プロジェクトを発足させた。本プロジェクトは、法学をはじめとして様々な学問領域（歴史学、社会学、政治学など）を専攻する方々の調査研究に資するため、所蔵資料目録の完成とその公開を目指している。

本年度は、法史学者の方々を中心に様々な方のご協力をいただいて「團藤文庫」の総合的な研究組織として、「團藤重光文庫研究プロジェクト」研究会を設置するとともに、目録作成の準備段階として「仮目録」を作成するための具体的な作業を5月より開始している。今後、様々な領域の学問研究の要求に応えられるよう、より体制を充実し、整理作業に臨んでいきたい。

（嘱託研究員 太田 宗志）
以上



新刊情報

■玄守道先生から

『龍谷大学矯正・保護総合センター 研究年報 第2号 2012年』

【編集発行者】 龍谷大学矯正・保護総合センター 【発行所】 株式会社 現代人文社
【発行日】 2012年11月20日発行 ISBN 978-4-87798-537-0

■浜井浩一先生から

『罪を犯した人を排除しないイタリアの挑戦 - 隔離から地域での自立支援へ -』

【著者】 浜井浩一 【発行所】 株式会社 現代人文社
【発行日】 2013年1月30日発行 ISBN 978-4-87798-535-6

■石塚伸一先生から

『矯正講座 第32号 2012年』

【編集者】 龍谷大学矯正講座編集委員会 【発行所】 株式会社 成文堂
【発行日】 2013年3月29日発行 ISBN 978-4-7923-3310-2

■石塚伸一先生から

『薬物政策への新たなる挑戦 - 日本版ドラッグ・コートを超えて -』

【編著者】 石塚伸一 【発行所】 株式会社 日本評論社
【発行日】 2013年3月31日発行 ISBN 978-4-535-5845-1

■加藤博史先生から

『司法福祉を学ぶ - 総合的支援による人間回復への途 -』

【編著者】 加藤博史・水藤昌彦 【発行所】 株式会社 ミネルヴァ書房
【発行日】 2013年4月20日発行 ISBN 978-4-623-06541-7



矯正・保護ネットワーク特別講演会

法務省保護局長

さいとう ゆう ひこ

齊藤 雄彦氏 講演

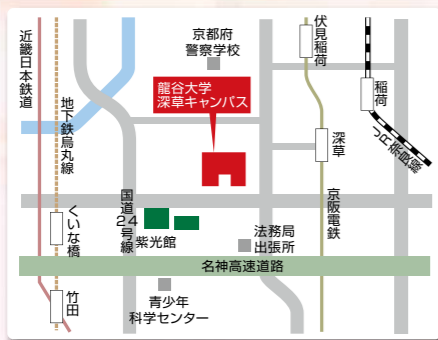
「更生保護の現状と課題について」

2013年 11月11日[月]

13:15~14:45 (開場 12:30~)

参加費無料 ※要事前申込

お申し込み・お問い合わせにつきましては右頁をご覧ください。



龍谷大学深草キャンパス
頭真館

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

◆ お車での入構はできません。公共交通機関をご利用ください。

- (交通アクセス) ●JR奈良線「稲荷」駅下車、南西へ徒歩約8分
●京阪本線「深草」駅下車、西へ徒歩約3分
●京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋」駅下車、東へ徒歩約7分

開催趣旨

近年、更生保護事業の重要性が再認識され、その機能の強化とともに制度全般の改革が国によって進められています。当センターにおいても福祉との新たな連携を意識したこの改革の方向性と、特に、保護司の方々が増える新たな役割の意義について、この問題に関心を抱くすべての方々が理解を深める企画の提供に努めております。更生保護事業を推進する方々、その活動に強い関心をもつ関係者の方々等が、それぞれの立場をこえて一堂に会し、広い市民への啓発を進めるネットワーク構築の機会とさせていただきます。

齊藤 雄彦 法務省保護局長について

昭和30年に現在の福井県坂井市にて出生。大阪で生育し、大阪大学法学部を卒業後、昭和55年10月司法試験合格。司法修習(35期)を経て、昭和58年4月検事任官。大阪地方検察庁、京都地方検察庁など関西の検察庁勤務が長く、他方、大阪・東京両地検の特捜部検事としても長年活躍するなどした。平成18年7月法務省大臣官房審議官(入国管理担当)、平成19年7月大阪地方検察庁特別捜査部長。その後、釧路地方検察庁検事正などを経て、仙台高等検察庁次席検事任職時に東日本大震災の対応に当たる。最高検察庁検事の後、平成24年9月から現職。刑務所出所者等の再犯防止のためには就労の果たす役割が大きいことから、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の立場に立った就労支援を一層充実させることを目標に、法務省において保護観察対象者を雇用することを始めるなど、再犯防止施策に精力的に取り組む。

参加お申込み

参加をご希望される方は、事前にお申込みが必要です。

インターネットから

- ①矯正・保護総合センターのホームページ(<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>)上部にある「お申し込み」ボタンをクリックしてください。
- ②「お申し込み」フォームの必要事項(お名前・住所・メールアドレスなど)を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。

FAXから

下記の参加申込書にご記入の上、送信してください。

お問い合わせ

龍谷大学 矯正・保護総合センター

TEL:075-645-2040 FAX:075-645-2632

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/> E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

主催/龍谷大学矯正・保護総合センター

後援: 浄土真宗本願寺派/法務省保護局/更生保護法人 全国保護司連盟/日本更生保護女性連盟/
更生保護法人 日本更生保護協会/更生保護法人 全国更生保護法人連盟/日本BBS連盟/
認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構/共同通信社/朝日新聞京都総局/
毎日新聞京都支局/読売新聞京都総局/日本経済新聞京都支社/京都新聞社

2013年11月11日 矯正・保護ネットワーク特別講演会参加申込書

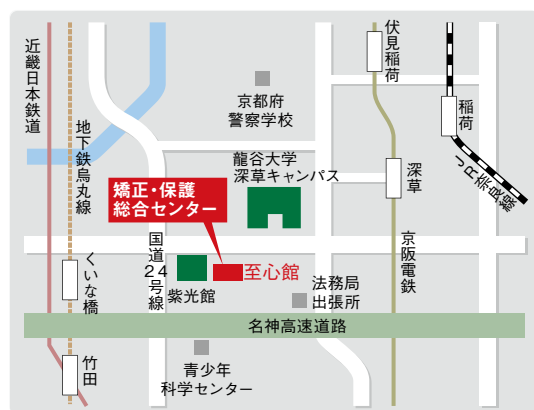
フリガナ	当てはまるものに○をしてください。			
お名前	性別	男・女	年齢	10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上
ご住所	〒			
電話番号	FAX番号			
メールアドレス	ご所属・ご職業 (差し支えなければ)			

FAX 075-645-2632

You,
Unlimited



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY



龍谷大学 矯正・保護総合センター(至心館)

- 京阪「深草駅」下車徒歩8分
- JR奈良線「稲荷駅」下車徒歩13分
- 京都市営地下鉄烏丸線「くいな橋駅」下車徒歩5分

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67
Tel.075-645-2040 Fax.075-645-2632
URL <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/>
E-mail kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp